

別記 1 融資主体補助型経営体育成支援事業

第 1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、人・農地プランを作成した地域等が抱える担い手の育成・確保に関する課題を明確にするため、事業実施主体が経営体育成支援計画（今後の地域農業を担う中心経営体等の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。以下「支援計画」という。）を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

(1) 支援計画に基づき実施する事業については、適切な人・農地プラン（人・農地プランのうち、3の(1)のアにより、その適切性が都道府県知事によって確認されたものをいう。以下同じ。）を作成した地域内で行われるものとする。また、支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内において行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが中心経営体等の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて、同事業を実施することができるものとする。

なお、支援計画に基づき実施する事業における「事業実施地区」は、原則として人・農地プランを作成する地域と一致させるものとするが、中心経営体等の育成・確保のために必要な場合には、人・農地プランを作成する地域の一部又は隣接する複数の人・農地プランを作成する地域（当該地域の一部を含む。）を支援計画に基づき実施する事業における「事業実施地区」とすることができる。

(2) 人・農地プランを作成していない地域において、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）から賃借権等の設定等（同法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地等売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。）を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。以下同じ。）が営農する範囲を本事業における「事業実施地区」と見なすことができるものとする。

3 事業内容

(1) 融資主体型補助事業

ア 適切な人・農地プラン

事業実施主体は、5の(2)に規定する支援計画の承認を受けるまでに、以下について都道府県知事の承認を受けるものとする。

(ア) 人・農地プランの作成に当たっては、地域農業を担う主要な農業者（入り作者等を含む。）の意向を踏まえて人・農地プランの原案等の作成が行われるとともに、話し合い等の活動を通じて農地の出し手等も含めた地域内の関係者にも人・農地プランの内容が共有されていること。

また、話し合い等の活動の中で、今後の地域農業のあり方（農地集積・規模拡大、複合化、6次産業化、高付加価値化、新規就農促進等の取組）についても、十分検討されていること。

(イ) 今後とも、話し合い等の活動を継続して行い、人・農地プランの内容の向上を図っていくと見込まれること。

イ 助成対象者

事業実施主体は、以下に掲げる者を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者にあつては、以下に掲げる者のうち、基盤強化法第14条の4第3項の認定を受けた認定新規就農者（農業の構造

改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律102号。以下「改正法」という。）の施行日前にされた改正法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項の認定及び改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第1項の認定を受けた者を含む。以下同じ。）又は同法12条第1項の認定を受けた認定農業者に限るものとする。

(ア) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者

(イ) 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体

(ウ) 適切な人・農地プランの「今後の地域農業のあり方」に明記された内容を実現する上で必要であると事業実施主体が認める農業者又は当該農業者の組織する団体（農産加工・販売等に取り組む女性農業者グループ等）

なお、平成26年度補正予算において実施する場合には、(ア)及び(イ)の者を対象として助成を行うことができるものとする。

ウ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。

a 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、造成、復旧若しくは取得

b 農地等の改良、造成又は復旧

(イ) (ア)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

a 個々の事業内容について、単年度で完了すること。

b 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

c 原則として、事業の対象となる機械又は施設は、残存耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの（中古農業用機械である場合には2年以上のもの）であること。ただし、中古資材等を活用して施設を整備する場合には残存耐用年数がおおむね5年以上となること。

d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

(a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

i 他用途に使用されないものであること。

ii 農業経営において真に必要であること。

iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。

(b) 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、(a)のiからiiiまでの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

e 整備を予定している機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。

f 本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

g 都道府県知事が事業実施主体に対して行う支援計画の承認以前に自ら又は本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械又は施設を本事業に切り替えて整備するものでないこと。

h (ア)のaのうち復旧については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた機械等の修復を行うものであること。

i (ア)のaのうち取得については、既存施設を取得するものでないこと。

j 過去に他の補助事業により機械又は施設を整備した場合にあっては、イの助成対

象者が設定する経営体の成果目標にその整備した際に掲げた目標と重複する目標を掲げていないこと（事業申請年度において、過去に機械又は施設を整備した際に掲げた目標の目標年度を経過し、かつ、目標を達成している場合又は他の補助事業により機械若しくは施設等を整備した際の目標と今回設定する目標とが明確に区別でき、かつ、その目標の達成が見込まれる場合を除く。）。

エ プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

- (ア) 農業協同組合
- (イ) 農業協同組合連合会
- (ウ) 農林中央金庫
- (エ) 株式会社 日本政策金融公庫
- (オ) 沖縄振興開発金融公庫
- (カ) 銀行
- (キ) 信用金庫
- (ク) 信用協同組合
- (ケ) 都道府県

(2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

- a 認定農業者（基盤強化法第12条第1項の規定に基づき市町村の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に貸し付けられるもの
個人3,600万円（法人にあつては7,200万円）
- b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
個人3,000万円（法人又は任意団体にあつては6,000万円）

(イ) 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

(ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。

(エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

(ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

(イ) 基金協会は、(ア)の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。

(ウ) 基金協会は、(ア)の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合

は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

(エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

4 成果目標等

(1) 本事業の成果目標は、中心経営体等の育成・確保に関する目標とし、別表1-1に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が目標水準に沿って設定するものとし、別表1-1の目標項目ごとの当該目標を設定した助成対象者の数を当該事業実施地区の成果目標とする。

(2) 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

5 実施手続

(1) 支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める支援計画を作成するものとし、支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。その際の支援計画の作成は、経営体育成支援計画書(別紙様式第1-1号)により行うものとする。

ア 事業実施地区の成果目標

イ 施設整備計画

ウ その他必要な事項

(2) 支援計画の承認等

ア 事業実施主体は、(1)で作成した支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた支援計画について、次に掲げる要件を全て満たす場合に当該支援計画の承認を行うものとする。

(ア) 4の成果目標が市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。)等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び適切な人・農地プランに即したものであり、かつ、支援計画承認年度から3年度目の目標値が支援計画承認年度における値から経営改善に資するよう変化すること。

(イ) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営改善効果の発現が見込まれるものであり、原則として別表1-1の経営体の成果目標に係る目標項目のうち、2つ以上(新規就農者にあつては1つ以上)の項目について支援計画承認年度から3年度目を目標年度とする数値目標を設定し、経営改善に取り組むものであること。

(ウ) 成果目標が事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業実施地区の発展及び改善につながるものであること。

(エ) 平成26年度補正予算において実施する場合には、事業実施地区内の助成対象者(農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者は除く。)が別表1-1の成果目標に係る目標項目のうち①の経営面積の拡大に取り組むものであること。

(オ) 過去に実施した事業との整合が図られていること。

また、助成対象者が設定する目標は、他の補助事業により機械又は施設等を整備した際の目標と重複するものでないこと(助成対象者が目標を設定する時点において、他の補助事業により機械若しくは施設等を整備した際の目標の目標年次を経過しており、かつ、その目標を達成している場合又は他の補助事業により機械若しくは施設等を整備した際の目標と今回設定する目標とが明確に区別でき、かつ、その目標の達成が見込まれる場合を除く。)

(カ) 人・農地プランの適切性について3の(1)のアにより都道府県知事が確認していること。

(キ) 助成対象者(事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である場合に限

る。)が3の(1)のイの中心経営体のうち認定農業者である場合には、基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画に即したものであること。

(ク) 助成対象者が3の(1)のイの中心経営体のうち認定新規就農者である場合には、基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた就農計画に即したものであること、又は、改正法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第4条第1項の認定及び改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第1項の認定を受けた者である場合には、その認定を受けた就農計画に即したものであること。

ウ 都道府県知事は、当該支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。その際の成果目標の妥当性等の協議は、経営体育成支援計画成果目標妥当性等協議申請書(別紙様式第1-2号)により行うとともに、支援計画を取りまとめた都道府県別実施計画(別紙様式第1-3号)を作成し添付するものとする。

エ 事業実施主体は、承認を受けた支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする基金協会に当該支援計画の写しを送付するものとする。

(3) 事業の着工

ア 事業の着工(機械の発注を含む。)は、原則として補助金の交付決定(補助金適正化法第6条第1項の交付の決定をいう。以下同じ。)に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、都道府県及び市町村が定める交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、助成対象者から事業実施主体に交付決定前着工届(別紙様式第1-4号)が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定前着工届(別紙様式第1-4号)を都道府県知事に提出するものとする。

イ アの事業の着工に当たっては、入札又は見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、アにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するものとする。

また、この場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失費用は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ 都道府県知事は、事業実施主体がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限に留めるよう事業実施主体を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届(別紙様式1-5号)を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りでない。

6 支援計画の重要な変更

支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、5の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 事業実施地区の変更

(3) 助成対象事業内容の新設

7 事業の完了

- (1) 本事業は、原則として5の(2)により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、竣工届(別紙様式1-6号)を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

8 整備した施設等の管理運営等

事業実施主体及び助成対象者(以下「事業実施主体等」という。)は、整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

(1) 管理方法

ア 事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。以下同じ。)に相当する期間に準じて処分制限期間を設定しなければならない。

イ 事業実施主体等は、施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置くものとする。

ウ 事業実施主体等は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、事業実施主体は、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、事業実施主体が定める助成金の交付の手続及び返還要件等に関し基本的な事項を規定した交付規則等に基づき、別紙様式第1-7号により事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3) 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、別紙様式第1-8号により、助成対象者に報告させるものとする。

(4) 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別紙様式第1-9号により、助成対象者に報告させるものとする。

第2 目標達成状況の報告等

- 1 事業実施主体は、支援計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、支援計画に定められた成果目標の達成状況を経営体育成支援事業目標達成状況報告書(別紙様式第1-10号)により都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、当該年度における成果目標の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 4 事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあっては、3による地方農政局長からの

報告（北海道にあっては2による報告）を取りまとめ、公表するものとする。

- 5 地方農政局長は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第3 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度における支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第1-10号）により都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行い、当該成果目標が概ね達成されるまでの間、評価及び改善状況の報告をさせるものとする。また、指導を行った結果、当該成果目標の達成の見込みがないものと判断したときは、支援計画の変更、事業の中止など適切な措置を講じるものとする。
- 4 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあっては、3による地方農政局長からの報告（北海道にあっては2による報告）を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第4 国の助成措置等

- 1 本文第7により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。
 - (1) 融資主体型補助事業
 - ア 事業実施主体ごとの補助率は10分の3以内とし、支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額を補助するものとする。
 - イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の(ア)から(ウ)までのうち最も低い額を限度とする。
 - (ア) 助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額
 - (イ) 助成の対象となる経費のうち融資額
 - (ウ) 助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額
 - (2) 追加的信用供与補助事業
事業実施主体への補助率は定額とし、支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。
 - (3) 附帯事務費
国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1以内を補助するものとする。
なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に本文別表2に定める附帯事務費の率を乗じて得た額とし、補助対象範囲は、本文別表3に定めるとおりとする。
- 2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が災害対策等を見込んで留保する額等を除いた配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により算定された額を都道府県に配分するものとする。
 - (1) 事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表1-2の都道府県配分基準表（融資主体補助型経営体育成支援事業）に基づき得点化し、その合計値を助成対象者の数で除し、

一助成対象者当たりの平均値を算出する。

- (2) 予算額から災害対応等を見込んで留保する額を除いた範囲内で(1)で算出した平均値の高い事業実施地区から順に当該事業実施地区における各助成対象者の要望額又は(3)に掲げる上限額のうちいずれか低い額並びに当該要望に係る1の(2)及び(3)で算定した額の合計額を都道府県ごとに配分する。

なお、(1)で算出した平均値が同一の場合には、事業実施地区の実要望国費(追加的信用供与補助事業及び附帯事務費を除く。)が小さい事業実施地区を上位とする。

- (3) 助成対象者ごとの上限額は、300万円とする。

- 3 国は、平成26年度補正予算の実施に当たっては、2の規定にかかわらず、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が災害対策等を見込んで留保する額を除いた配分予定額を上回る場合には、次の(1)及び(2)に掲げるそれぞれの方法により算定された配分額の合計額を都道府県に配分するものとする。なお、配分額の算定は、(1)、(2)の順に行う。

- (1) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者

① 事業実施地区内の助成対象者のうち、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者の取組内容のみを別表1-2の都道府県配分基準表(融資主体補助型経営体育成支援事業)に基づき得点化し、その合計値を当該助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均値を算出する。

② 予算額から災害対応等を見込んで留保する額を除いた範囲内で①で算出した平均値の高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区内における①の得点化を行った各助成対象者の要望額又は③に掲げる上限額のうちいずれか低い額並びに当該要望に係る1の(2)及び(3)で算定した額の合計額を都道府県ごとの配分額とする。

なお、①で算出した平均値が同一の場合には、事業実施地区の実要望国費(追加的信用供与補助事業及び附帯事務費を除く。)が小さい事業実施地区を上位とする。

③ 助成対象者ごとの上限額は、1,000万円とする。

- (2) (1)以外の者

① 事業実施地区内の助成対象者のうち、(1)の者を除いた助成対象者の取組内容を別表1-2の都道府県配分基準表(融資主体補助型経営体育成支援事業)に基づき得点化し、その合計値を当該助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均値を算出する。

③ 予算額から災害対応等を見込んで留保する額及び(1)で算定した配分額を除いた範囲内で①で算出した平均値の高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における①の得点化を行った各助成対象者の要望額又は③に掲げる上限額のうちいずれか低い額並びに当該要望に係る1の(2)及び(3)で算定した額の合計額を都道府県ごとの配分額とする。

なお、①で算出した平均値が同一の場合には、事業実施地区の実要望国費(追加的信用供与補助事業及び附帯事務費を除く。)が小さい事業実施地区を上位とする。

③ 助成対象者ごとの上限額は、300万円とする。

- 4 国は、地域農業の活性化や農業の6次産業化に向けた取組等に重要な役割を果たしている女性経営体を取り組む場合や、過去に国庫補助事業や地方公共団体等単独事業を利用せずに融資を活用して農業用機械・施設等を整備し、著しい経営改善を達成した実績のある者が新たに本事業を活用する場合は、優先的に支援が受けられるよう、都道府県に対し予算配分に当たっての協力を求めるものとする。

第5 追加的信用供与補助事業の精算等

第5 追加的信用供与補助事業の精算等

- 1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が助成した助成金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長に報告するものとする。

その際、別記2の第4の1に基づく報告も合わせて行うものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に

直接報告することも可能とする。

- 2 都道府県知事は、基金協会による保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合（基金協会の対象区域の全ての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した場合をいう。）、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を当該基金協会に返納させ、当該返納させた額を国庫に返還するものとする。

$$(A) = (B) - (C)$$

(A) は、基金協会より返納を受け、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額

(C) は、基金協会が第1の3の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額

- 3 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の3の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

$$(A) = (B) \times (C) / (D)$$

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補填経費に充てる助成金の額

(C) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額（ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下同じ）を行使して取得した額を控除した残額とする。）

- 4 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

第6 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、5の施設管理関係書類を整理保存するものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する議会（総会等）の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行によることの理由書
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分（負）担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

（直営施行の場合）

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳

(3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

(4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

5 施設管理関係書類

(1) 管理規程又は利用規程

(2) 財産管理台帳

(3) その他

第7 フォローアップ

事業実施主体は、支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

別表 1 - 1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目標項目	目標水準 (事業実施年度の翌々年度の姿)
① 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
② 耕作放棄地の解消	過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等により現状より概ね30 a 以上経営面積の拡大を行う。
③ 農業の6次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する。
④ 農産物の高付加価値化	農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値向上に取り組む。
⑤ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開に取り組む。
⑥ 経営コストの縮減	栽培及び管理技術の改善、作業の効率化、単収の向上、生産資材の効率利用等により経営コスト（農産物の生産・加工・流通・その他経営にかかるコストを含む）の縮減に取り組む。
⑦ 輸出	農産物（その過半が自ら生産する農産物に限る。）の輸出に取り組む（他者との連携含む。）。
⑧ 農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。
⑨ 雇用	外部からの常時雇用の増加に取り組む。

都道府県配分基準表（融資主体補助型）

項目	現状の水準	点数
① 経営面積の拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年前より経営面積が拡大しており、アからウまでのいずれかの取組に該当している。	
	ア 農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体（基盤強化法第十一条の十四に規定する団体をいう。）、又は農地保有合理化法人（改正法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4号ロに規定する法人をいう。）から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より4ha以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 3点
	イ 目標年度に現状より2ha以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 2点
	ウ 上記ア及びイに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 1点
② 耕作放棄地の解消	事業実施前3年度内に、それまで過去1年以上耕作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等を行い、現在、当該農地を活用している。	1経営体につき 1点
③ 農業の6次産業化	自らが農産物（その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。）の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築している。	1経営体につき 1点
④ 農産物の高付加価値化	事業実施前3年度内に農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組んでいる。	1経営体につき 1点
⑤ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。	1経営体につき 1点
⑥ 経営コスト縮減	事業実施前3年度内に作業の効率化、単収の向上、生産資材の効率的利用、経営管理費の削減等により、コスト削減に取り組んでいる。	1経営体につき 1点
⑦ 輸出	事業実施前3年度内に自らが農産物（その過半	1経営体につき 1点

	が自らが生産した農産物に限る。)の輸出に取り組んでいる(他者との連携による取り組み含む)。	
⑧ 農業経営の法人化	現在、法人化している。	1 経営体につき 2 点
⑨ 雇用	外部から常時雇用している。 なお、臨時雇用は、事業実施前1年度内の雇用者について延べ240人・日を常時雇用1名として算定する(小数点以下第1位まで求める(少数点第2位以下は切り捨て))。	1 経営体につき 1 点 なお、過去5年以内に融資(機械・施設の整備に必要な資金に限る)を受けて雇用を拡大している場合は、常時雇用の増加1名につき1点加点する。
⑩ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定新規就農者又は認定農業者である場合に限る。	1 経営体につき 2 点 なお、45歳までに就農した者である場合は、1 経営体につき 3 点加点する。
⑪ 農業者の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く)を受け入れている。	1 経営体につき 1 点
⑫ 女性の取組	以下のいずれかの取り組みである ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を超える法人又は任意組織	1 経営体につき 3 点

平成 年度経営体育成支援計画書

<input type="checkbox"/> 適切な人・農地プラン における事業	<input type="checkbox"/> 農地中間管理事業に おける事業
---	---

(注) 該当する項目の□にチェックを入れる。

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 事業実施地区の成果目標

(単位:人、経営体)

成果目標項目	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)
① 経営面積の拡大	/			
② 耕作放棄地の解消	/			
③ 農業の6次産業化	/			
④ 農産物の高付加価値化	/			
⑤ 農業経営の複合化	/			
⑥ 経営コストの縮減	/			
⑦ 輸出	/			
⑧ 農業経営の法人化	/			
⑨ 雇用	/			

(注) 経営体調書において、各経営体が設定した項目について、各項目の延べ経営体数を設定すること。

[目標設定の考え方及び事後評価の具体的な検証方法]

成果目標項目	目標設定の考え方	事後評価の検証方法

(注) 地区の成果目標を設定した項目について、目標設定の考え方及び事後評価の検証方法について具体的に記載すること。

II 施設整備計画

1 融資主体型補助・追加的信用供与補助計画

(単位:円)

区 分	事業費 G=A+B+C +D+E+F	負担区分					対象経営体負担経費		備 考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D				
						融資 E	自己負担 F		
融資主体型補助事業								経営体	
追加的信用供与補助事業		/	/	/	/	/	/	保証希望融資額: 円	
計									

(注) (別添2)経営体調書を添付すること。

2 附帯事務費

	事業費 Z=a+b +c+d	負担区分				適否 (市町村: IIの1の事業費の0.4%以内)
		補助金 a	都道府県費 b	市町村費 c	その他 d	
市町村附帯事務費			/		/	

[推進事務費の具体的内容]

	具体的な用途
市町村附帯事務費	

III 事業実施主体の概要

市町村名		代表者名	
事務局担当部局		事務責任者	(役職) (氏名)
電話・ファックス	TEL FAX	事務担当者	(役職) (氏名)

IV 市町村域を超える場合の調整

<input type="checkbox"/>	事業実施地区が市町村域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。
	調整内容等について

(注) 市町村域を超えて実施している場合に関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

[添付資料]

1. (別紙様式第1-1号別添1) 予算の配分基準ポイント
2. (別紙様式第1-1号別添2) 融資主体型補助事業対象経営体調書
3. (別紙様式第1-1号別添3) 人・農地プランの適切性等
4. 計画位置図

計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。

- (1) 実施地区を黒色の実線で囲む。
 - (2) 助成対象者ごとの受益範囲を色分けして図示する。
 - (3) 農地等の改良、造成又は復旧の場合、施行位置を事業ごとの色で囲む。(農道等の線の事業については、該当路線等を図示)
 - (4) 農業用機械・施設の施行位置は、設置場所(機械については保管場所)を事業ごとの色で図示する。
 - (5) 施行位置は、対象経営体、事業内容の異なる個々の事業ごとに図示し、実線を引いて余白に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。
5. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料。また、女性経営体の場合は、助成対象者である女性経営体が要件を満たしていることが分かる資料、過去に国庫補助事業や地方公共団体単独事業を利用せずに融資を活用して著しい経営改善を達成した者の場合は、要件を満たしていることが分かる資料。
6. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
 7. 事業実施地区の人・農地プラン
人・農地プランの作成に当たって地域の話合い等の状況や今後の予定等が分かる資料
 8. その他都道府県知事が必要と認める資料

予算の配分基準ポイント

【(1) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者】

(単位:人、経営体)

配 分 基 準 項 目		助成対象者数 A	点数 B	ポイント C=A×B
① 経営面積の拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年前より経営面積が拡大しており、アからウまでのいずれかの取組に該当している。	/	/	/
	ア 農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人から賃借権等の設定等を受けている、又は、目標年度に現状より4ha以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	/	1経営体につき3点	/
	イ 目標年度に現状より2ha以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	/	1経営体につき2点	/
	ウ 上記ア及びイに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	/	1経営体につき1点	/
② 耕作放棄地の解消	事業実施前3年度内に、それまで過去1年以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等を行い、現在、当該農地を活用している。	/	1経営体につき1点	/
③ 農業の6次産業化	自らが農産物(その過半が当該事業実施地区区内で生産されたものに限る。)の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築している。	/	1経営体につき1点	/
④ 農産物の高付加価値化	事業実施前3年度内に農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組んでいる。	/	1経営体につき1点	/
⑤ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。	/	1経営体につき1点	/
⑥ 経営コスト削減	事業実施前3年度内に作業の効率化、単収の向上、生産資材の効率的利用、経営管理費の削減等により、コスト削減に取り組んでいる。	/	1経営体につき1点	/
⑦ 輸出	事業実施前3年度内に自らが農産物(その過半が自らが生産した農産物に限る。)の輸出に取り組んでいる(他者との連携による取り組み含む。)	/	1経営体につき1点	/
⑧ 農業経営の法人化	現在、法人化している。	/	1経営体につき2点	/
⑨ 雇用	外部から常時雇用している。 なお、臨時雇用は、延べ240人・日を常時雇用1名として算定する。(小数点以下第1位まで求める(少数点第2位以下は切り捨て。))。	/	1経営体につき1点	/
	なお、過去5年以内に融資(機械・施設の整備に必要な資金に限る。)を受けて雇用を拡大している場合は、常時雇用の増加1名につき1点加算する。	/	常時雇用の増加1名につき1点	/
⑩ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。ただし、認定新規就農者又は認定農業者である場合に限る。	/	1経営体につき2点	/
	45歳までに就農した者である場合	/	1経営体につき3点	/
⑪ 農業者の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	/	1経営体につき1点	/
⑫ 女性の取組	以下のいずれかの取組みである。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を超える法人又は任意組織	/	1経営体につき3点	/

ポイント計 D 0



【記載要領】

- ・事業に取り組む助成対象者の経営状況について作成すること。

予算の配分基準ポイント

【(2) (1)以外の者】

(単位:人、経営体)

配 分 基 準 項 目		助成対象者数 A	点数 B	ポイント C=A×B
① 経営面積の拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年前より経営面積が拡大しており、アからウまでのいずれかの取組に該当している。			
	ア 農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人から賃借権等の設定等を受けている、又は、目標年度に現状より4ha以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		1経営体につき3点	
	イ 目標年度に現状より2ha以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		1経営体につき2点	
	ウ 上記ア及びイに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。		1経営体につき1点	
② 耕作放棄地の解消	事業実施前3年度内に、それまで過去1年以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は使用貸借等を行い、現在、当該農地を活用している。		1経営体につき1点	
③ 農業の6次産業化	自らが農産物(その過半が当該事業実施地区区内で生産されたものに限る。)の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組み又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築している。		1経営体につき1点	
④ 農産物の高付加価値化	事業実施前3年度内に農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組んでいる。		1経営体につき1点	
⑤ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。		1経営体につき1点	
⑥ 経営コスト削減	事業実施前3年度内に作業の効率化、単収の向上、生産資材の効率的利用、経営管理費の削減等により、コスト削減に取り組んでいる。		1経営体につき1点	
⑦ 輸出	事業実施前3年度内に自らが農産物(その過半が自らが生産した農産物に限る。)の輸出に取り組んでいる(他者との連携による取り組み含む。)		1経営体につき1点	
⑧ 農業経営の法人化	現在、法人化している。		1経営体につき2点	
⑨ 雇用	外部から常時雇用している。 なお、臨時雇用は、延べ240人・日を常時雇用1名として算定する。(小数点以下第1位まで求める(少数点第2位以下は切り捨て。))。		1経営体につき1点	
	なお、過去5年以内に融資(機械・施設の整備に必要な資金に限る。)を受けて雇用を拡大している場合は、常時雇用の増加1名につき1点加算する。		常時雇用の増加1名につき1点	
⑩ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。ただし、認定新規就農者又は認定農業者である場合に限る。		1経営体につき2点	
	45歳までに就農した者である場合		1経営体につき3点	
⑪ 農業者の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。		1経営体につき1点	
⑫ 女性の取組	以下のいずれかの取組みである。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を超える法人又は任意組織		1経営体につき3点	

ポイント計 D	0
------------	---



【記載要領】

- ・事業に取り組む助成対象者の経営状況について作成すること。

Ⅲ 事業内容等

No	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	着工(契約) 予定年月日	竣工予定 年月日	農業機械等の保管・設置・施工住所
1				
2				
3				

No	事業費 (円) A=B+C+D +E+F+G	資金調達計画(円)						助成率 (%) H=B/A	融資率 (%) I=C/A	担保措置 の有無	耐用 年数 (年)	備考
		助成金 B	融資 C	自己資金 D	地方公共団体等							
					都道府県 E	市町村 F	その他 G					
1									<input type="checkbox"/>			
2									<input type="checkbox"/>			
3									<input type="checkbox"/>			
計												

(注) 「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、にチェックを入れること。
「耐用年数」の欄は、導入する機械等の耐用年数を記載すること。

Ⅳ 経営体の成果目標

項目	関連する 事業内容No	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	目標年度 (3年度目)	整備内容との関連の考え方
①						
②						

(注) 最低2項目以上(新規就農者にあつては1項目以上)は設定すること。

Ⅴ 融資の概要及び追加的信用供与補助事業の活用計画

項目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融資名		
融資金額(円)		
償還年数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用(注)	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない

(注) いずれかのにチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

Ⅵ 関連事業の実施状況

(1) 実施の有無 (2) 過去に実施した事業の概要

<input type="checkbox"/>	番号	事業名	実施年度	事業内容	事業費 (千円)	国費 (千円)

(注) 過去に関連事業を実施している場合は、にチェックを入れること。

(3) 目標等の達成状況

番号	設定している目標項目名	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	4年度目 (○年度)	目標年度	備考

(注) 平成21年度以降の関連事業の実施状況(予定を含む)を記載すること。
これまでに実施した事業の目標の設定状況及び達成状況を記載すること。(各事業の目標年度に併せて記載すること)
各年度の欄の上段には、事業実施時に設定した計画を記載し、下段には、実績を記載すること。
設定した目標項目について全て記載すること。

人・農地プランの適切性等

市町村名: _____

1 適切な人・農地プランにおける事業

地区名	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の(1)のアの(ア)について実施されている。
		地域内の話し合い等の状況について
	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の(1)のアの(イ)について実施する予定である。
		今後の地域内の話し合い等の予定

地区名	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の(1)のアの(ア)について実施されている。
		地域内の話し合い等の状況について
	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の(1)のアの(イ)について実施する予定である。
		今後の地域内の話し合い等の予定

地区名	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の(1)のアの(ア)について実施されている。
		地域内の話し合い等の状況について
	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の(1)のアの(イ)について実施する予定である。
		今後の地域内の話し合い等の予定

地区名	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の(1)のアの(ア)について実施されている。
		地域内の話し合い等の状況について
	<input type="checkbox"/>	経営体育成支援事業実施要綱別記1の第1の3の(1)のアの(イ)について実施する予定である。
		今後の地域内の話し合い等の予定

(注) 適切な人・農地プランが作成されているか確認するため、該当する場合に□にチェックを入れること。
 チェックがない場合には、適切な人・農地プランが作成されていないため本事業の対象外となりますのでご注意ください。

2 農地中間管理事業における事業

地区名	該当の有無
	□

(注) 農地中間管理事業における事業である場合にチェックを入れること。
 複数地区で実施する場合には、欄を追加し地区名に番号を振り、他の地区と区分して記載すること。

平成○年度経営体育成支援計画成果目標妥当性等協議申請書

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 ○ ○ ○ ○ 印

経営体育成支援事業実施要綱（平成23年 4 月 1 日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 1 の 5 の（2）のウの規定に基づき下記地区における成果目標等について関係書類を添えて協議する。

記

市町村名	地区名

（注） 関係書類として、経営体育成支援計画書（別紙様式第 1 - 1 号）及び都道府県別実施計画（別紙様式第 1 - 3 号）を添付すること。

なお、経営体育成支援計画書の添付書類については、原則として不要とするが、融資主体型補助事業対象経営体調書（別紙様式第 1 - 1 号別添 2）及び地方農政局長が必要と認める資料について添付すること。

都道府県別実施計画

I 県別実施計画

区分	事業費 G=A+B+C+ D+E+F	負担区分						備考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営体負担経費		
						融資 E	自己負担 F	
1 事業費								
(1) 融資主体型補助事業								経営体
(2) 追加的信用供与補助事業								保証希望融資額 円
2 附帯事務費								適否(都道府県:1の事業費の1.7%以内 市町村:1の事業費の0.4%以内)
(1) 都道府県附帯事務費								
(2) 市町村附帯事務費								
計								

(注) 都道府県附帯事務費がある場合は入力すること。

[都道府県附帯事務費の具体的な使途]

	具体的な使途
都道府県附帯事務費	

II 実施地区の適切な人・農地プランの判定根拠

市町村名	地区名	根拠資料	チェック欄
			<input type="checkbox"/> 人・農地プランの適切性が確認された。
			<input type="checkbox"/> 人・農地プランの適切性が確認された。
			<input type="checkbox"/> 人・農地プランの適切性が確認された。

(注) 複数の実施地区がある場合は、行を追加して全て記載すること。

「根拠資料」欄は、都道府県が適切な人・農地プランの確認に用いた資料や確認手法等について記載すること。

Ⅲ 都道府県域を超える場合の調整

<input type="checkbox"/>	事業実施地区が都道府県域を超える場合に関係自治体と調整を行っている。
	調整内容等について

(注) 都道府県域を超えて実施している場合に関係自治体と調整した場合に□にチェックを入れること。

Ⅳ 事業完了(予定)年月日 平成 年 月 日

Ⅴ 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1. 事業費	円	円	円	円	
(1) 融資主体型補助事業					
(2) 追加的信用供与補助事業					
2. 附帯事務費					
計					

[添付資料]

1. 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
2. (別紙様式第1-3号別添1) 融資主体型補助事業実施内容(内訳)
 - (別紙様式第1-1号) 経営体育成支援計画書
 - (別紙様式第1-1号別添1) 予算の配分基準ポイント
 - (別紙様式第1-1号別添2) 融資主体型補助事業対象経営体調書
3. その他地方農政局長が必要と認める資料

(注) 交付申請時に本様式を準用する場合は、(別紙様式第1-3号別添1)及び都道府県交付要綱を添付すること。

○融資主体型補助事業整理番号表

①対象者区分

番号	区分
1	中心経営体
2	中心経営体以外
3	農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けた者

②農業者の詳細

番号	区分
1	認定農業者（個別）
2	認定農業者（法人）
3	集落営農組織（任意組織）
4	集落営農組織（法人）
5	認定新規就農者
6	1、5及び7の者で組織する団体
7	その他

③整備内容

番号	施設等名	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	GPSガイダンス	
8	その他機械	生産・流通
9	ハウス	
10	育苗施設	
11	乾燥調製施設	
12	果樹棚	加工・直売・交流
13	集出荷施設	
14	農産物加工施設	
15	直売施設	
16	観光農業関連施設	畜産・酪農
17	畜舎（肉用牛）	
18	畜舎（養豚）	
19	畜舎（養鶏）	
20	畜舎（酪農）	
21	畜舎（その他）	
22	サイロ	
23	堆肥施設	その他
24	機械（畜産関係）	
25	その他畜産関係施設	
26	環境衛生施設	
27	ほ場観測施設	土地基盤整備
28	中継拠点施設	
29	その他施設等	
30	畦畔除去	
31	区画整理	土地基盤整備
32	暗渠排水	
33	明渠排水	
34	その他基盤整備	

④金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	銀行
7	信用金庫
8	信用組合
9	都道府県

⑤融資（資金）種類

番号	資金名
1	近代化資金
2	就農支援資金
3	公庫資金（改良資金）
4	公庫資金（スーパーL）直貸
5	公庫資金（スーパーL）転貸
6	公庫資金（その他）直貸
7	公庫資金（その他）転貸
8	一般資金（プロパー資金）

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿
（〇〇市（町村）長 殿）

〇〇市（町村）長 印
（経営体名
代表者氏名 印）

平成〇〇年度経営体育成支援事業に係る交付決定前着工届の提出について

平成〇年度経営体育成支援計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体（助成対象者）が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

助成対象者名	事業内容 (機械等名、規模、台数等)	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由

年 月 日

〇〇市（町村）長 殿

経営体名
代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業に係る着工（契約）届の提出について

平成〇年度経営体育成支援計画に基づく事業について、下記のとおり着工（契約）を届け出ます。

記

整備内容（機械・施設名等）	
事業費（円）	
契約年月日	
完了予定年月日	

注：工程表等を添付すること。

年 月 日

〇〇市（町村）長 殿

経営体名
代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業に係る竣工（納入）届の提出について

平成〇年度経営体育成支援計画に基づく事業について、下記のとおり機械・施設等の整備が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
着工（契約）住所	
着工（契約）年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
竣工検査年月日	
引き渡し年月日	
請負等業者	
工事監理者	

注1：「関係法令検査年月日」欄から「工事管理者」欄までは施設等工事を伴う場合のみ記入すること
2：必要に応じ、請負人等から完了届の写しを添付すること。

年 月 日

〇〇市（町村）長 殿

経営体名
代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請について

平成〇〇年度において経営体育成支援事業で取得又は効用が増加した施設等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要性が生じたので、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 承認申請に係る機械・施設の概要
 - (1) 機械・施設の所在地
 - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費（うち助成金）
 - (4) 取得年月日
- 2 承認申請の理由
- 3 承認申請に係る事項
 - (1) 処分予定時期
 - (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
 - ア 施設等の処分方法及び処分後の利用（稼働）計画
 - イ 処分に伴う条件等（例）処分に伴う助成金相当額について返納致します。
 - ウ 処分額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
 - (3) その他

[添付書類]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 その他市町村長が必要と認める書類

(注) 交換の場合にあつては、3の(3)を(4)とし、(2)の次に次の事項を追加する。

- (3) 交換の対象機械・施設の概要
 - ア 機械・施設の所在地
 - イ 機械・施設の構造、規格、規模等
 - ウ 取得予定価格及び取得方法
 - エ 機械・施設の利用計画
 - オ 交換に伴う条件等

年 月 日

〇〇市（町村）長 殿

経営体名
代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業で取得又は効用の増加した施設等の
災害報告について

平成〇〇年度において経営体育成支援事業で取得又は効用が増加した施設等が災害（例：台風
〇〇号）により被災したので、報告いたします。

記

- 1 被災機械・施設の概要
 - (1) 地区名
 - (2) 機械・施設の所在地
 - (3) 機械・施設の構造及び規格、規模等
 - (4) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担金
 - (5) 取得年月日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
例： 年 月 日台風第〇〇号による強風
(〇〇気象台調べ 〇時〇分 m/s (瞬間風速))
 - (2) 被災の程度
例：〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損
破損見積額
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 支援計画の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他市町村長が必要と認める書類

年 月 日

〇〇市（町村）長 殿

経営体名
代表者氏名 印

平成〇〇年度経営体育成支援事業で取得又は効用の増加した施設等の増築
（模様替え、移転、更新等）届について

平成〇〇年度において経営体育成支援事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、
移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 増築の理由
- 2 増築に係る施設等の概要
 - (1) 地区名及び〇〇取組名
 - (2) 施設等の所在地
 - (3) 施設等の構造、規格、規模等
 - (4) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
 - (5) 取得年月日
- 3 増築の概要
 - (1) 増築
(例：増築 鉄骨スレート葺 〇〇㎡ 事業費 〇〇〇 千円
増設 〇〇ライン 〇〇箱/日処理 事業費 〇〇〇 千円)
 - (2) 事業費の負担区分
 - (3) 着工予定時期
 - (4) 増築の効果

[添付資料]

- 1 支援計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他市町村長が必要と認める書類

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(○年度目)

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 地区の成果目標

(単位:経営体、%)

項 目	目 標 達成状況(上段:計画、下段:実績)			○年度目 達成状況 (%)
	1年度目	2年度目	目標年度 (3年度目)	
① 経営面積の拡大	-----	-----	-----	
② 耕作放棄地の解消	-----	-----	-----	
③ 農業の6次産業化	-----	-----	-----	
④ 農産物の高付加価値化	-----	-----	-----	
⑤ 農業経営の複合化	-----	-----	-----	
⑥ 経営コストの縮減	-----	-----	-----	
⑦ 輸出	-----	-----	-----	
⑧ 農業経営の法人化	-----	-----	-----	
⑨ 雇用	-----	-----	-----	

II 経営体の成果目標

No	対象経営体名	項 目	現 状	目 標 達成状況(上段:計画、下段:実績)			○年度目 達成状況 (%)
				1年度目	2年度目	3年度目	
				-----	-----	-----	
				-----	-----	-----	
				-----	-----	-----	
				-----	-----	-----	

III 達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

[記入要領]

- 1 「現状」「目標」欄は、経営体育成支援計画書(以下「支援計画」という。)及び経営体調書の成果目標の「現状」「目標年度」欄の内容を記入する。
 I 及びIIの「達成状況」欄の上段は、支援計画及び経営体調書にある計画を記入し、下段は、当該年度の実績を記載し、「○年度目の達成状況(%)」欄はその年度の計画に対する達成状況を記入する。
- 2 IIの対象経営体の成果目標に関する達成状況は、支援計画の添付資料である経営体調書に掲げた経営体の成果目標の項目について、対象経営体毎に記入する。なお、記入欄は対象経営体数等に応じて適宜挿入すること。
 IIの経営体の成果目標達成状況の達成率は、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求めるものとする。
 (小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。)
- 3 IIIの達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)欄は、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成に立ち遅れがある場合にはその要因を把握した上で、達成に向けた具体的な取り組み内容を記入すること。
 また、目標年度において目標を達成していない場合は、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入する。

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	
-------	--

承認年度	市町村名	地区名	都道府県の点検（評価）における所見（評価）及び指導内容

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見（評価）と合わせて指導内容を記入し、目標等が達成している地区の場合は「―」を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

経営体育成支援事業目標達成状況報告書(都道府県)

農政局名	
------	--

承認年度	都道府県名	市町村名	地区名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容を踏まえた地方農政局等の所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 地方農政局長は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から計画主体等に対して指導内容を踏まえた所見(評価)及び指導内容を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。